

災害時等における仮設トイレ等の供給に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と株式会社ハマネツ（以下「乙」という。）とは、災害時等における仮設トイレ及びその付属品（以下「仮設トイレ等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請に基づき、乙が保有する仮設トイレ等を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、仮設トイレ等を必要とするときは、乙に対し仮設トイレ等要請書（第1号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに仮設トイレ等要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な仮設トイレ等を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を仮設トイレ等調達報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第4条 仮設トイレ等の引渡場所は原則として甲の定める場所とし、乙は、当該引渡場所に運搬し、甲は数量、内容等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は危機管理課長とし、乙の連絡責任者は横浜営業所長とする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、本協定により協力できる仮設トイレ等の保有数量を甲が指定する日までに文書により報告するものとする。

（費用負担、価格の決定及び支払方法）

第7条 乙が実施した仮設トイレ等の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生の前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上決定し、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（補償）

第8条 甲は本協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合においては、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じ、平成29年3月8日までとする。

但し、甲又は乙から期間満了前1ヶ月前までに相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月 9日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 木村俊雄

乙 静岡県浜松市中区砂山町325-6

株式会社 ハマネツ

代表取締役社長 河藤 一博